

# 日本臨床化学会関東支部内規

(名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本臨床化学会(以下本会と略す)定款第2条、第33条、細則第54条により日本臨床化学会関東支部(以下支部と略す)と称する。

(目的)

第2条 支部は、本会の掲げる臨床化学およびこれに関連する領域の学術的、実践的進歩・発展の達成を目的として、関東地区における諸事業を行う。

(事業)

第3条 支部は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1)学術集会および講演会の開催
- (2)会誌、研究報告等の刊行
- (3)臨床化学およびこれに関連する領域の研究および調査
- (4)標準化ならびに精度管理に関する事業
- (5)教育関連事業
- (6)研究および調査に対する研究費補助事業
- (7)その他、支部の目的を達成するために必要な事業

2 支部の事業は4月1日に始まって3月31日に終わる。

(会員)

第4条 支部の会員は、本会の会員であって関東支部内で業務を行う事業所および事業所に所属する個人、または関東支部内に居住する個人とし、本会定款第8条、細則第2条に準じて、正会員、学生会員、名誉会員および関東支部会員(以下「支部会員」と略す)とする。支部会員については別途規定する。

(名誉会員)

第5条 支部活動に特に功績のあった支部会員に対して支部総会の議決をもって名誉会員の称号を付与する。

(役員)

第6条 支部役員(以下役員と略す)は、支部長1名、監事2名および支部幹事(以下幹事と略す)により構成する。

2 支部活動を円滑にするため、必要に応じて幹事の中から若干名の支部常任幹事(以下常任幹事と略す)を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 支部長並びに監事は、幹事の互選により選出され、支部総会にて承認を得るものとする。

2 幹事は役員により推薦され、支部役員会の議を経て支部総会で承認を得るものとする。支部長がこれを委嘱する。

3 本会総会にて評議員が補充選出されたときおよび他支部より評議員が転入したときは、次の支部総会までの間、支部役員会の議を経て支部総会の承認を得るまで、暫定幹事として支部長がこれを委嘱する。

4 常任幹事は、幹事の中から支部長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 支部長は支部を代表し、支部の業務を統括する。幹事は支部長を補佐し、財務、会員・地区統括、集会、学術、分科会活動、編集、広報等の業務を分担する。監事は支部の会務および財産の状況を監査し、支部総会において報告する。

(役員任期)

第9条 支部長並びに監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 幹事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員の就任は4月1日とし、任期は2年後の3月末日までとする。

(役員会・委員会)

第10条 支部役員会は役員で構成し、諸般の支部会務を審議し執り行う。支部役員会は、必要に応じて支部長がこれを招集する。

2 支部の事業運営を円滑に行うため支部長は常任幹事会を必要に応じて招集する。

3 支部長は必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

(総会)

第11条 支部総会は毎年1回支部長が招集し、役員を選任、事業計画・報告、収支予算・決算および支部会務に関する重要事項について議決する。

2 支部長が必要と認めたとき、または監事から請求があったとき、支部長は臨時総会を召集する。

3 総会の議長は原則として支部長とする。

(会計)

第12条 支部の経費は本会からの交付金およびその他をもってこれにあてる。

2 会計年度は、4月1日に始まって3月31日に終わる。

(内規の変更)

第13条 この内規の変更は支部役員会および支部総会の議決を経なければならない。

(申し合わせ事項)

第14条 この内規の施行についての申し合わせ事項は支部役員会の議決を経て別に定める。

(付則)

1. 支部の事務局は支部長施設内に置く。

2. 平成3年3月9日制定

平成14年9月28日一部改定

平成18年9月9日改定

平成21年6月20日一部改定

平成23年6月25日一部改定

平成24年6月2日一部改定

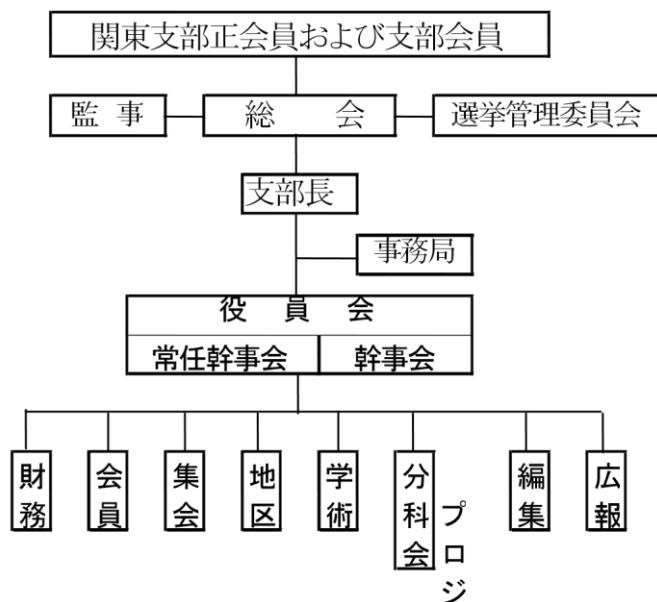
平成27年5月30日一部改定

## 日本臨床化学会関東支部-組織構成に関する申し合わせ

1. 組織構成について（平成3年3月9日の申し合わせより）以下の様な組織構成とする。

これらの関係を1つの図に表すことは大変難しいが、構成図ではなく、理念を表す参考図を下に示す。

(関東支部組織図)



2. 役員の仕事および役員会議について

A

- (1) 支部の事業を円滑に達成するため、幹事は財務、会員・地区担当、集会、学術、分科会活動、編集、広報等の職務を分担して担う。
- (2) 具体的には必要に応じてこれらの各職務を行うための委員会を設置する。
- (3) この委員会の責任者は常任幹事があたる。
- (4) 常任幹事会は、分担して行われる各職務の統合と調整を行う。
- (5) 常任幹事会にて報告された内容、提起された事案を支部長は役員会にはかり、議決を得る。

B

支部役員会

- (1) 役員会の構成メンバーは支部長、監事、幹事、事務局とする。
- (2) 役員会は支部総会開催時の他、支部長が必要に応じて召集する。

常任幹事会

- (1) 常任幹事会の構成メンバーは支部長、監事、常任幹事、事務局とする。
- (2) 常任幹事は支部の事業の遂行において中心的な役割を果たす。
- (3) 常任幹事会は支部長が必要に応じて召集する。

### 3. 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会の委員長 1 名、委員若干名を役員会において幹事の中から選任し、支部長が委嘱する。
- (2) 選挙管理委員会の設置は支部長就任後の最初の役員会で行う。
- (3) 選挙管理委員会の任期は支部長の任期終了までとする。
- (4) 選挙管理委員は任期中、支部長及び監事選挙の被選挙権を有しない。

## 日本臨床化学会関東支部-支部会員に関する申し合わせ

1. 名称は支部会員とする。
2. 支部会員は日本臨床化学会関東支部内規第 2 条、第 3 条の目的に賛同し、関東支部内で業務を行う事業所および事業所に所属する個人、または関東支部内に居住する個人、および関東支部内に所在する大学、専門学校に在籍する個人とする。
3. 支部会員の入退会手続きについて
  - (1) 入会は関東支部ホームページにある支部会員入会申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入後、FAX で支部事務局に送信する。
  - (2) 支部事務局は入会申込書を受信後、速やかに支部運営費振込み用紙を入会申込者に送付する。
  - (3) 支部事務局は支部運営費の振込みを確認後、入会申込者に手続きの完了を知らせ、入会日とする。
  - (4) 退会は関東支部ホームページにある支部会員退会申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入後、FAX で支部事務局に送信する。支部事務局は退会申込者に手続きの完了を知らせ、退会日とする。
4. 支部会員は支部開催の学術集会、講演会、およびプロジェクトに参加することができる。

## 日本臨床化学会関東支部-支部運営費に関する申し合わせ

1. 支部正会員、支部会員は支部運営費年額 2,000 円を収める。
2. 学生会員、名誉会員、本会の名誉会員、有功会員は支部運営費を納めることを要しない。

## 日本臨床化学会関東支部-支部長、監事選出に関する申し合わせ

1. 選挙実施時期について 支部長および監事の選任は、最終的に支部総会で決定される。したがって、支部総会の開催時までには選挙を終了しておく必要がある。通常、支部総会は5月から7月にかけて開催されることが多い支部学術総会の際に同時に開催されることから 3 月末頃までに選挙を終了させておく必要がある。
2. 支部長・監事選出の手順および選挙管理委員会の役割について 支部長および監事は幹事より選出する。選挙管理委員会は選挙を施行する年の1月1日現在の会員の状況に基づき、選挙人、被選挙人名簿を確定する。その後、選挙管理委員会は選挙公示をホームページ上で行い、支部長および監事候補者の自薦・他薦を郵送で各役員宛に依頼する。これは記名で行う。他薦をうけた候補者について、選挙管理委員会は本人の意思を確認した後、候補者名簿を確定する。なお、自薦者については自薦である旨を記載する。支部役員による投票は支部長一名、監事二名の記載による選挙とする。支部長については最多投票数を得た候補者を当選者とする。監事については得票数上位二名をもって当選者とする。選挙管理委員会は選挙結果を支部長に答申し、支部長はこれを支部役員会に諮り、支部総会で決定する。
3. 新支部長、監事に選出されたものは、支部内規第 3 条、7 条、9 条により総会での承認を得るまで、4 月 1 日より暫定的に業務を行うものとする。

## 日本臨床化学会関東支部-支部幹事選出に関する申し合わせ

1. 支部幹事の総数は、原則として正支部会員数の10%前後とする。
2. 支部幹事候補者は原則として2年以上の本会会員歴を有するものとする。
3. 「本会評議員は支部幹事とし、支部幹事は本会の評議委員とする\*。また、関東支部の活動等に対して、多大な功績が認められる支部会員についても幹事候補として推薦することができる。」  
(\*支部長は本会の評議委員でない支部幹事について、本会の評議委員となるように本部に働きかける)
4. 支部幹事は就任時65才未満とする。
5. 本会評議員の在任中は上記4の項を適用しないものとする。

## 日本臨床化学会関東支部-名誉会員に関する申し合わせ

1. 名誉会員は関東支部の支部活動に多大の貢献をなしたもののの中から幹事会で推薦する。
2. 名誉会員は満65歳以上のものから推薦する。
3. 名誉会員に推薦されたものについては総会にて承認を得るものとする。
4. 名誉会員は支部の開催する集会に無料で参加することができる。支部運営費についても免除する。

## 日本臨床化学会関東支部-集会に関する申し合わせ

1. 現在の年4回の集会(総会1, 例会2, 地区会1)は、2回に減らすのが適当である。実施時期は2003年度からとする。この場合、1回は総会、もう1回は分科会の合同委員会のような内容にする。いずれの集会も教育的要素を加味したものにする。集会の回数を減らした分、境界・関連領域のみならず異なった分野・内容を伴う内容のプログラムにして、多数の参加者を得ることも考慮する。
2. 本学会への参加が、各学会の認定更新のための単位・点数になるシステムとすることも今後検討する。
3. 他の関連学会(臨床検査医学会, 臨床検査自動化学会, 臨床衛生検査技師会, 薬学会, 分析化学会など)と連携した集会の開催も考慮する。これらはお互いに同じようなテーマをもって活動している部分があるので、連携して集会を開催することを進める。これを実現させるには、全国学会との関連もあるので、学会のトップ同士の協議が必要と思われる。
4. 病院勤務の技師の場合、年間出張できる回数も限られていることから、日程・内容の調整・伝達がある程度できると、1回当たりの参加者が増加するかもしれない。
5. 集会には一定額の補助金を支給する。

## 日本臨床化学会関東支部-分科会活動に関する申し合わせ

1. 分科会の位値付け
  - (1) 従来、当支部ではいくつかの常設分科会を置き、日本臨床化学会本会の活動との整合性をもはかりつつ、活動の具体的なテーマは各分科会に任されるかたちで運営され、多大な成果をあげてきた。しかしながら、臨床化学をとりまく環境の急速な変化により即応した分科会活動を推進するべく、常設の分科会を廃止し、数年単位でのプロジェクト型の活動形態へと転換をはかることを提案する。
  - (2) 具体的には、公募により4乃至5程度の分科会を置き、夫々特定のテーマに関する研究・調査等を行う。
  - (3) 新たな分科会制度では、臨床化学における諸問題の解決をめざすという当学会の社会的責任の追究の一環としての意義を有することはもとより、将来にわたって当支部の高い活動性を維持するべく、若手学会員の教育の場という大きな意味を持たせるものとする。

## 2. 分科会について

- (1) 各分科会は通常2年(最大3年)を活動期間とする。分科会の設置は「分科会活動実行委員会」(後述)による公募、選考による。若手会員の積極的な参加を促すとともに、委員会としても思い切った若手に委嘱する姿勢を堅持する。
- (2) 標準化を中心とした分科会を2つ程度、それ以外の自由な研究・調査に関する分科会を2つ程度置く。複数施設に所属する会員の共同研究が望ましい。
- (3) 設置の決まった分科会についてはそのテーマ等を何らかのかたちで会員に公示し、関心を持ってここに参加を希望する会員があればこれを受け入れることとする。
- (4) 分科会は活動費用(プロジェクト研究費)として一件、年間10~15万円程度(この金額については支部予算とのかねあいもあり要検討)の予算配分を受けることができる。活動費用(プロジェクト研究費)の主たる用途は、実験等に供する試薬、機材の購入とする。
- (5) 各分科会は「分科会活動実行委員会」と密接に連携をとって活動を進めることとする。すなわち、各分科会はその活動状況を「分科会活動実行委員会」に適宜報告し、そのアドバイスをうけることとする。また、研究期間終了時には成果報告書を「分科会活動実行委員会」に提出する。
- (6) これとともに、各分科会は、その活動経過、活動成果を支部集会の場で公表する義務を負う。

## 3. 「分科会活動実行委員会」について

- (1) 5~6名程度の委員により構成する。この委員メンバーは、会員の自薦、他薦に基づき、最終的には幹事会で決定する。メンバーは必ずしも幹事である必要はない。
- (2) メンバーはできるかぎり中堅レベル(イメージとしては30才台後半から40台まで)の会員であり、標準化を含む臨床化学各分野での見識と活動実績を有する者とする。
- (3) メンバーの任期は4年程度とする。長期的には2年毎に半数を改選するかたちとし、委員会としての継続性を保つのが好ましい。

## 4. 分科会活動委員会の役割

- (1) 分科会活動として行うべき研究・調査に参加を希望するテーマ/グループの募集、選考を行う。
- (2) 4月からの分科会活動の開始を目標に、前年の秋頃より公募、選考の活動を開始する。標準化に関するテーマを2件程度、それ以外の自由テーマをやはり2件程度選考する。特定の研究テーマに関して、適当な(特に多施設間での)研究グループの設定に関するアドバイス等も積極的に行う。
- (3) 支部予算において計上される分科会活動費を支部より一括して受け取り、各テーマ/グループの研究内容、進行度等を勘案してその予算配分を行う権限を持つ。
- (4) 各研究テーマに関して、その進行度のチェックを定期的に行うとともに、研究遂行上の諸問題に関するアドバイスを積極的に行う。
- (5) 各研究テーマの活動状況を定期的に支部幹事会ならびに支部長に報告する。また、各研究テーマの終了時にはその成果を同様に報告する。

## 5. 分科会(プロジェクト)応募資格

- (1) 日本臨床化学会正会員で、関東支部に所属する会員および支部会員。
- (2) 応募書類提出時に関東支部管理運営費を納入していること。
- (3) 本プロジェクトの主旨に沿い、企業に所属の場合は営利を目的としない。
- (4) 申請者は実験、会議等で施設を使用することを考慮し、施設長または所属長の許可を得たもの。

## 6. 分科会(プロジェクト)応募要綱

- (1) 応募要綱の様式(書式)等、詳細については別途定める。
- (2) 応募要綱は関東支部ホームページに掲載する。

## 7. その他

分科会活動で得られた優秀な成果は、支部として優先的に学会賞などへの推薦を行うなど、分科会活動への参加者に何らかのincentiveを与える努力をする。

## 日本臨床化学会関東支部-支部会誌に関する申し合わせ

### 1. 支部会誌の存続と役割の検討

(1)現在発行されている支部会誌は投稿数も減少し、また、編集・発行の費用も集めにくく、なっていることから、支部会誌のあり方について検討した。その結果、以下の趣旨から支部会誌は存続させることになった。

(2)若い会員の育成に重点を置いた速報誌とする。

(3)分科会活動の成果の発表の場とする。

(4)科研費、厚生科学研究の発表の媒体として役立ててもらおう。

### 2. 支部会誌の形態、体裁 誌名を「日本臨床化学会関東支部会雑誌」とする。電子媒体による発行とし、支部のホームページの中に作る。ニューズレターは支部のホームページ上に別途作成する。

### 3. 発行頻度

論文が集まり次第随時発行する。

### 4. 発行のための組織等

(1) 編集委員会：編集委員会は編集委員長と編集委員若干名、事務局で組織し、「日本臨床化学会雑誌編集マニュアル」(案)に準拠して編集・発行の実務を担当する。編集委員の任期は4年とする。

(2) 査読：査読は「日本臨床化学会関東支部雑誌査読規定」(案)に従って査読する。基本的に掲載する方向で査読、審査する。査読委員はあらかじめ専門分野ごとに設定し、関東支部評議員に優先して担当していただく。

(3) ニューズレター：支部会誌とは分離し、別紙の「日本臨床化学会関東支部ニューズレター投稿規程」(案)、「同編集マニュアル」(案)に準拠して編集、発行する。

### 5. ホームページ上に掲載されている関東支部編集準備委員会(案) 投稿規程、編集マニュアル、査読規定、見本誌等

下記のホームページ上に作成されていますので、ご覧ください。

[http://jscc-kanto.umin.ac.jp/c\\_edit.html](http://jscc-kanto.umin.ac.jp/c_edit.html)

[http://jscc-kanto.umin.ac.jp/c\\_edit.html#関東支部雑誌バックナンバー](http://jscc-kanto.umin.ac.jp/c_edit.html#関東支部雑誌バックナンバー)

## 日本臨床化学会関東支部一支部勉強会に関する申し合わせ

### 1. 勉強会の位置付け

- (1) 支部総会、支部例会時の学術集会とは別に、主に若手の臨床化学者を育成することを目的とした臨床化学に関する勉強会を開催する。
- (2) 勉強会では、臨床化学に関連した基礎的および臨床的な問題について、発表や討論を行う。
- (3) 参加者は、会員、非会員を問わない。
- (4) 年に2～3回程度開催する。
- (5) 勉強会の予定は支部長の承認を得て、支部ホームページで案内をする。
- (6) 勉強会終了後は幹事会にその内容を含めて報告する。

### 2. 勉強会世話人とその役割について

- (1) 支部長は勉強会を実行する世話人を若干名任命する。
- (2) 世話人の互選で代表世話人を選び、支部長はその結果に基づき代表世話人を任命する。
- (3) 世話人は勉強会のテーマを立案し、講師の選定、会場の手配など勉強会の実施に係る業務を行う。

### 3. 勉強会実施の経費について

- (1) 支部会計から年頭に定額を支給する。